

コンプライアンス規程

株式会社多摩川ホールディングス

コンプライアンス規程

(コンプライアンス方針)

(第 1条) 多摩川ホールディングスでは、「コンプライアンス」を以下のとおり定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づける。

- (1) 国内外の関係法令順守。
- (2) 社内規則等の内部ルール順守。
- (3) 社会倫理、規範等の順守。

2. 多摩川ホールディングスにとどまらず、当社グループ全役職員は事業に対する挑戦心を持つと同時に、コンプライアンスの重要性を十分に意識しながら業務遂行を行うと同時に、良き市民として行動することをコミットする。

(コンプライアンス行動基準)

(第 2条) 多摩川ホールディングス及びグループ各社の目指すコンプライアンスの実現のため、全役職員が順守すべき規範を「コンプライアンス行動基準」として定める。

- (1) いかなる場合であっても、法令や社内規則等のルールを順守し、社会から信頼される、良識ある行動をとらなければならない。
- (2) ルールは積極的に身につけなければならない。ルールを知らなかったことを言い訳にしてはならない。
- (3) 不正やミスの不祥事を起こした場合は、直ちにしかるべき報告をしなければならない。取り繕ったり、隠したりしてはならない。
- (4) 不祥事の通報をした当事者に対して、通報を理由にして、不利益な取扱いをしてはならない。
- (5) 不祥事があった場合は、速やかに原因を追究し、是正措置をするとともに、有効な再発防止策をとらなければならない。

(リスク・コンプライアンス委員会)

(第 3条) 多摩川ホールディングスでは、企業倫理や法令順守意識を社内に浸透させ、未然に違法行為を防ぐ仕組みとして「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。役割及び推進体制は以下のとおりである。

(1) 役割

- ① 企業倫理・法令順守の考え方を従業員一同に徹底させるとともに、行動規範の徹底を推進する。
- ② 日常の企業活動を行っていく上で、違法行為が起これる可能性を抽出し、問題を顕在化させる。
- ③ 社内通報者の秘密を保持するとともに、不利益取扱いの禁止を周知し、問題を早期に顕在化させる環境整備に努める。
- ④ コンプライアンスに関連する問題が発生した際、原因追及と再発防止策を策定する。
- ⑤ コンプライアンス教育の計画、管理及び実施。
- ⑥ この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定または廃止に関する取締役会への付議。

(2) 推進体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会の取り組みに関する重要事項の決定は、取締役会が行う。
- ② リスク・コンプライアンス委員会は、協議・決議内容、進捗状況を取締役に報告する。
- ③ リスク・コンプライアンス委員長は社長または社長が指名した者とする。
- ④ リスク・コンプライアンス委員会は、原則として、毎月開催する。
- ⑤ リスク・コンプライアンス委員会事務局は、原則として、総務担当部門とする。

(内部通報制度)

(第 4 条) 当社グループの従業員はコンプライアンス上の問題点の早期発見・対処・発生防止を目的として、法令違反及び不正等の行為に関して、上司に報告することが出来るほか、常勤監査役に対して直接相談・通報を行なうことができる。

(コンプライアンス教育)

(第 5 条) コンプライアンス順守の徹底を図るため、役職員、新入社員及び中途採用者は所定のコンプライアンス研修を受講しなければならない。

(内部監査室)

(第 6 条) 当社グループのコンプライアンス順守と企業価値の向上を目的として、社長に直属した内部監査室を設置する。同室は業務遂行状況の妥当性と有効性とを検証・評価し、経営改善に貢献することを主な役割とする。

附 則

(第 7条) 規程の改廃

本規程の改廃は、取締役会の承認を得なければならない。

(第 8条) 実 施

本規程は、平成19年 10月 1日から施行する。

改訂履歴

- (1) 平成21年12月11日
- (2) 平成22年3月12日
- (3) 平成26年2月21日
- (4) 平成27年12月3日
- (5) 平成28年3月18日
- (6) 平成28年11月25日